

第 25 回長野県中山間地域農業直接支払事業検討委員会

日時 平成 28 年 6 月 8 日 (水)

午前 10 時 30 分～12 時 30 分

場所 赤柴公民館 (長野市)

(中島農村振興課長)

中山間地域直接支払事業は、平成 12 年から始まっており、事業の対策期間が 5 年間で 1 対策、通算で 17 年と、長い期間実施しています。対策期間は昨年度から第 4 期対策が開始されておりまして、今年は 2 年目を迎えています。

協定を締結して、集落で営農活動をしていただくわけですが、協定面積は、平成 17 年には 1 万ヘクタールを超えたときもありましたが、それ以降年々減少している状況でございます。高齢化によって営農活動が大変だということも一つありますし、集落を統率する代表者が必要になったり、また、さまざまな事務があったり、事業内容の変更があったり、高齢になると対応が大変になり、協定を諦める集落が出てきています。ただ、この事業があって農業生産活動ができるということで、ぜひ継続してほしいという意見が大変多く寄せられているというのも実情でございます。

昨年からは多面的機能を発揮する法律が施行されて、法律に位置づけられた事業になったということで、中山間地域の多い長野県の農業農村を守っていく上で、欠かすことのできない事業と認識しておりますので、今後一層力を入れて推進していきたいと思っております。

今日の検討委員会でございますけれども、初めての委員になられた方がいらっしゃいますので、第 4 期対策に入って制度が一部拡充された内容ですとか、昨年度の取り組みの状況を説明させていただいた上で、皆様からご意見をいただいて点検を行います。皆様はそれぞれ広い知識と経験がございますので、忌憚のないご意見をいただければありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(長谷川)

それでは、本日の資料の確認と日程につきまして説明させていただきます。

まず、資料につきましてはお手元に、次第、検討委員会の名簿及び検討委員会の設置要綱のほかに、資料 1 から 3 まで用意しています。

本日の日程でございますが、山本会長の進行によりまして議事の (1)、(2) に入りたいと思います。その後、現地調査としてここから車で少し上がったところの集落を視察していただきますので、よろしくお願いいたします。現地調査の終了予定時刻は 12 時半を予定しております。

また、本日の議事資料と議事録につきましては、県のホームページなどで公開させていただくことになっております。ご了解をいただきますようお願いいたします。 それでは、今年度新たに検討委員会の委員になった方もおられますので、委員の皆様から自己紹介をと思います。相澤久子委員からお願いをいたします。

(相澤久子委員)

相澤久子と申します。

私は長らく会計士をしておりましたが、2年ほど前に引退して、家で家庭菜園ですけれども農業のようなことをしております。あと、地区の委員などしております。よろしくお願い致します。

(山本宗輝委員)

山本でございます。

私は障害者の方と農業を結びつける NPO の法人の代表を務めさせていただいております。私の地元は篠ノ井ですので、すぐ近くでございますし、以前勤務していたところが松代でございましたものですから、非常に身近なところに連れて来ていただいたなと思っております。また、皆様方と一緒に勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

(相澤啓一委員)

相澤啓一です。

長野県の農村文化協会という団体がありまして、食や農を大事にしていこう、地域を大事にしていこうということで活動している団体で、地元学といいますか、各地域にある良いものを探す活動を展開しています。特に中山間地域では、非常に高齢化が進行している中でどのような知恵を出したらいいのかということも、この検討委員会を通して、いろいろ勉強させてもらったり、意見の交換が出来れば良いなと思っております。よろしくお願い致します。

(阿部司委員)

阿部と申します。

日本政策金融公庫の長野支店で仕事をしております。今回で委員は3年目になるところでございます。中山間地域の農業を改めて考える非常にいい機会だと思って出させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

(中澤朋代委員)

中澤朋代です。

松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科に所属し、傍ら NPO 法人日本エコツーリズムセンターの共同代表理事を務めております。

食や農、地域については、教育研究の諸活動を通して、学生、親子など若い世代の方々

の反応も良いと感じており、中山間地域の問題と絡めていきたいと考えています。よろしくをお願いします。

(中島たせ子委員)

中島たせ子と申します。

検討委員会を通じ色々と勉強させていただきたいと思います。飯田市の山の中から来ましたが、飯田と長野は山の形が違うなと感じました。よろしく願いいたします。

(長谷川)

ありがとうございました。

それでは、次に事務局職員の紹介をさせていただきます。

(鈴木主事)

農村振興課の中山間農村係の鈴木と申します。

私はこの制度を担当しまして2年目を迎えております。本日はパンフレットの概要説明と昨年度の実行状況につきまして説明させていただきます。よろしく願いいたします。

(長谷川)

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

ここからは設置要綱第6条の規定によりまして、会議の進行を山本会長にお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

(山本会長)

それでは議事に入ります。最初に(1)の中山間地域農業直接支払事業について、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

(鈴木主事)

農林水産省のパンフレットを使いまして、事業の概要につきまして簡単ではございますが説明をさせていただきます。

では、パンフレットを1枚めくっていただきまして、「はじめに」をお開きください。

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体により支援を行う制度としまして、平成12年度から実施されておりまして、本年度平成28年度で17年目を迎えております。

また、「平成27年度からは、法律に基づいた安定的な措置として実施されています」とあります。これについては、平成27年に農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律というものが施行されて、多面的直払と中山間直払と環境直払の3本柱がこの法律の下に置かれまして、法律に基づいた安定的な措置として実施されております。

では、2ページ目をお開きください。

「中山間地域等直接支払制度とは」というところです。

1. の制度の対象となる地域及び農用地ですが、「地域振興立法で指定された地域におい

て、傾斜がある等の基準を満たす農用地」とあります。

対象のエリアがまず決められておりまして、(1) 対象地域の①と②が基準となっております。(1) の①に法律が8つ記載されておりますが、長野県の場合はこのうちの特定農山村法と山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法の3つが該当しております。

また、②としまして都道府県知事が定める知事特認基準がありまして、①以外の地域を県で定めることができます。

次に(2)の対象農用地ですが、(1)の対象地域の中で、さらに対象となる農用地の要件がございます。例えば①の急傾斜ですが、田ですと20分の1の傾斜、具体的には10メートル行って0.5メートルの高さがあるところで、畑ですと15度と決められております。田と畑を比較しますと、畑の方が傾斜基準が厳しくなっておりまして、単価も低くなっておりますので、実際に田に比べてカバー率が大幅に低くなっております。

その他、急傾斜よりも緩い傾斜の緩傾斜地がございます。対象となる地目は、表にあります、田、畑、草地、採草放牧地とあります。また、1集落当たりの対象農用地の合計が最低1ヘクタール必要となっております。

次に2.の対象者ですが、この事業は農業者の話し合いによりまして、農地を5年間守って農業生産活動を続けますという協定を締結した集落に対しまして、交付金を交付するものです。農業生産活動とは、農用地の耕作または維持管理と水路・農道の維持管理を行うものです。

第4期対策は平成27年度から31年度となっておりますが、期の途中からの参加、例えば本年度からの参加も可能となっております。

3.の交付単価ですが、表は協定農用地10アール当たりの交付単価となっております。

地目ごとの傾斜に応じましての交付単価となっております。取り組む活動内容によって、記載の単価の8割またはこちらの満額の10割単価、いずれかに分かれてきます。後ほど活動内容について説明いたしますが、ここに記載されております交付単価は10割単価で、体制整備活動という活動を実施した場合の単価となっております。

集落に支払われる交付金額は、活動別の単価に協定農用地の面積を掛けて、集落ごとに算定しております。この交付単価の表の交付単価につきましては、制度開始年度から変更はございません。

4.の交付金の使途ですが、基本的には集落に支払われた交付金の使途は集落の自由となっております。集落内の話し合いにより決定することができます。

では、3ページ目をご覧ください。

第4期対策のポイントとありますけれども、①として、農業や集落を将来にわたって維持するための取り組みへの支援が強化されております。また、下の方の②として、返還免責の事由が見直されております。これら変更点につきましては、後のページで説明させて

いただきます。

では、4ページ目をお開きください。

交付金をもらうために行わなければならない活動について説明いたします。

本事業は活動別に大きく3つに分けられております。

①の農業生産活動を継続するための活動、基礎活動となっておりまして、農業生産活動や多面的機能の増進をする活動を行います。下の四角の②の体制整備のための前向きな活動を行う体制整備活動というものと、あと、3つめとして5ページ目の「加算措置もあります」というところの加算活動というものがございます。

それでは、この3つの活動の内容について説明いたします。

まず、4ページ目に戻っていただきまして、基礎活動ですけれども、こちらは本事業に取り組む全ての集落が、最低限これだけは行わなければならないという必須の活動となっております。具体的には、①の下の方の点(・)の1つ目として農業生産活動等とありまして、法面の草刈りや鳥獣害防止柵の設置等の耕作放棄の発生防止活動や、農道水路の清掃等を行う農道水路の管理活動と、点(・)の2つ目の多面的機能を増進する活動とありまして、周辺林地の草刈りや景観作物の作付け等を行うものとなっております。

基礎活動はどの集落も必ず実施しますので、最低限5年間、毎年行わなければいけません。

基礎活動のみを実施する集落には、交付単価の、先ほどの表で言いますと、その交付単価の8割分で交付されます。

次にもう少しステップアップした活動もできるという集落には、営農の継続に向けた②の体制整備活動がございます。

機械・農作業の共同化、高付加価値型農業などの目標を定めたA要件、集落協定者に、女性、若者、NPO法人等を新たに加えて、農産物の加工・販売等を行いますB要件、営農継続困難となった協定参加者が出た場合のサポート体制を定めるC要件の3つがございます。

こちらの体制整備まで実施する集落につきましては、交付単価の10割が支払われます。

そして、更にステップアップが図れるという集落は、5ページの加算活動というものがございます。

5ページ目をお開きください。

加算活動には大きく①の集落連携・機能維持加算と、下の方の②の超急傾斜農地保全管理加算がございます。

まず、①の集落連携・機能維持加算の集落協定の広域化支援とありますが、複数の集落間で広域連携を締結しまして、地域の中心的な役割を担う人材の確保などの集落間の連携に向けた体制づくりに取り組むことが要件となります。

その下の小規模高齢化集落支援は、自立での活動が困難であります小規模・高齢化集落の農用地を協定に取り込むといったものです。

次に②の超急傾斜加算ですが、こちらは平成 27 年度第 4 期の初年度に新設されておりまして、後から行く現場の視察もこちらの超急傾斜農地に取り組んでいる集落でございます。傾斜要件は、田であれば 10 分の 1 以上となっておりますが、傾斜条件だけではなくて、法面等の保全に加え農産物の販売促進やブランド化、戦略的販売に向けた取り組みなども求められております。

これら加算活動に取り組むためには、前に話しました体制整備活動に取り組むことが条件となっております。

次に 6 ページ目をお開きください。

「集落戦略の作成について」とありますが、こちらは平成 28 年度、本年度に新設されたものです。

具体的には、4 行目にあります 10 年から 15 年後の将来を見据えた集落戦略を作成した集落について、交付金返還に係る免責が拡大されるような、保険措置のようなものとなっております。

例えば下の枠の中ですけれども、活動期間中に協定農用地の一部に耕作放棄地を発生させた場合には、通常であれば協定農用地の全てに対して交付した交付金を全額遡及返還となりますが、この集落戦略を作成した場合は、当該農用地、つまりその耕作放棄地を発生した農用地部分だけ遡及返還となります。なお、この集落戦略の作成は任意となっております。

続きまして、7 ページ目をお開きください。

「交付金の返還について」とあります。

5 年間の協定期間内に農業生産活動が行われなかった場合には、原則は協定年度に遡って交付金を返還することとなっておりますが、この返還には免責事由がございます。

下の四角のところの上段は、全額遡及返還の免責事由にあたる部分で、二重丸の下の丸のところですけれども、「農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由」とありまして、例えば、家族の介護などで農業ができそうにないといった場合までお金を返せというものではございません。また、「その他これらに類する事由」とありまして、何かしらで活動ができなかった場合には、なるべく返還免責が使用できるようになっております。

下段の二重丸以降のところにつきましては、全額遡及返還ではなくて、該当農用地の返還のみで済むものとなっております。例えば、新規就農者や農業後継者の住宅を建てた場合などがあげられます。

また、自然災害の場合等につきましては、自分の責任ではない不可抗力の部分について

も返還の義務が免除されております。

では最後に、集落が交付金をもらうための活動の流れにつきまして説明いたします。

10 ページの「手続きの流れ」をお開きください。

まず初めに、①の協定作成ですが、集落は国で決められた必要な項目に基づきまして、その中から何を行うかを話し合いで決めます。これを協定書という形で市町村に提出する必要があります。

次に②ですが、市町村は協定書の中身をチェックしまして、問題がなければ認定を行います。

次に③ですが、具体的に協定書に記載した活動を実施していきます。

その活動は④で、市町村が現地に行きまして、1筆ずつ確認を行いまして耕作放棄が発生していないか、協定書に定めた取り組みが実施されているかを毎年チェックしております。

以上が、一連の流れとなっております。

次に右の「交付金交付の流れ」とありますけれども、交付金は、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1という負担割合で負担しております。国、県、市町村と流れて行きまして、最後に集落の口座に入ります。その後、集落では協定参加者個人への配分と集落共同で活動を行うための共同取組活動分とに分けて使用しております。

この配分方法につきましては、従前は交付金の概ね2分の1を共同取組活動のほうに充てるということ为原则としてきましたが、平成23年度の戸別所得補償制度の本格的な実施に伴いまして、交付金の2分の1以上は農業者個人に支払うことを原則とするようにという変更がございました。ただし、実際に個人に多く配分するか、共同取組活動のほうに充てるかについては、地域の実情に応じましてそれぞれの集落の話し合いで決めることができます。交付金の使途につきましても特に制限はございませんので、集落内の裁量に任されております。

以上が、早足で説明させていただきましたが、制度の大まかな概要となっております。

(山本会長)

ありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問等がございましたら、承りたいと思います。パンフレットの6ページ目ですが、ここの部分が今までとは大きく変わった点だというふうにご理解いただければと思います。

(中澤朋代委員)

2点あります。6ページに「農業者の病気など、やむを得ない事由がある場合」という文章がございますけれど、やはり全体的にこの制度が始まってから、対象となる方々の高齢化は進んでいて、こういうような要件をいろいろ入れていかないと制度もうまく回らな

いというのが現状かどうかというこの確認が1つ。

それからもう1つは、この事業については、例えば耕作放棄地をつくらないということが原則で景観維持等を実施するものだと認識しています。先般、熊本で大きな地震がありまして、農地も被害を受けている方が多いと思うのですが、農地が持っている治水的・治山的な要素、その辺は多分国土交通省と連携していると思うのですが、崩れてしまった農地を常に直し続けていくことについての価値、土地を守るというような視点からこの制度は重要視されているのか、もしくは国土交通省と連携ができていくのかどうかという点について伺えればと思います。

(中島農村振興課長)

前段で協定を廃止してしまう原因として高齢化が相当ウエートを占めているという話をさせていただきましたけれども、長野県の基幹的農業従事者の平均年齢が2015年のセンサスで69歳を超えました。特に条件の悪い中山間地域はもっと高齢化が進んでいるということです。原則は協定面積全部を維持活動しない場合には、協定認定年度に遡って交付金を返還するという制度設計になっていますので、それが一つのプレッシャーになって活動を諦めている集落もあるのではないかと思います。前段申し上げたように体調不良ですとか、健康の問題で活動ができない場合には、誰から見てもそういった理由であれば仕方ないということで、返還免除規定がだんだん拡充してきています。

それから、地震関連の農地の防災機能ですけれども、農地には多面的機能がございます。例えば水田ですと、大雨のときに水が急に下流に流れて行くというのを防止できるという機能もございまして、また、涵養機能もあるということで、まさしく農地が持っている防災機能が大変高く、特に傾斜地のところは雨で地すべりが懸念されるわけですから、そういったところがきちんと管理されているということが防災にもつながっていくという考え方でございます。

国交省との連携については、治山・治水という関係では、国交省と農水省ですみ分けをしているのが実情でございます。

(中澤朋代委員)

すみ分けをしているということは、農水省の管轄となる場所、国交省の管轄になる場所は別々で……

(中島農村振興課長)

農業に影響のある地すべり地帯は農水省でという考え方ですみ分けしているのだと認識しています。

(阿部司委員)

同じ6ページのところで確認ですけれども、今年度から集落戦略をつくったところは、返還規定が緩くなるというふうで大雑把に捉えております。返還規定が緩くなるというの

は、集落戦略をつくることで地域の将来像が描けており、協定農用地を維持できるという考え方が前提にあるという理解でいいのかということが1つ。

それから、長野県内で実際にこの集落戦略に既に取り組んでおられるのか、現在の動きとしてどのような状況なのかというところを教えていただければと思います。よろしくお願いたします。

(中島農村振興課長)

この集落戦略をつくるというのは、先程申し上げたように協定に基づいた活動ができなくなった場合には、5年間遡って全額返してくださいといったことが相当のプレッシャーになっておりますが、無秩序に返還を免除するというのは税金を財源にした交付金であるので、地域で将来どうしていくんだという話し合いがきちりできているということを前提に、返還の一部免除をするようになったということだと思います。

それから、この戦略については28年度から始まった制度でございますが、現在、今年度の協定を取りまとめているところですので、現段階では取組状況については把握できておりません。

(山本会長)

それでは引き続きまして、(2)の27年度の中山間地域農業直接支払事業の実施状況の点検について、事務局からご説明をお願いいたします。

(鈴木主事)

実行状況の点検についてというところで、資料2で説明させていただきます。

毎年国が実施する調査に基づきまして、数値を取りまとめて作成しております。

それでは、1枚めぐりまして、目次をご覧ください。

説明させていただきます大項目としては、実施市町村数、協定数、協定参加者数、交付金の交付面積、交付金額、集落における活動の動向等となっております。

それでは、1ページ目をお願いいたします。

1の実施市町村数でございますが、71市町村となっております。前年度から山形村で取り組む集落が0となりまして、1市町村減となっております。全体77市町村のうち6市町村で実施しておりません。その内訳ですけれども、川上村と軽井沢町、朝日村、小布施町、王滝村、今年抜けました山形村となっております。

王滝村につきましては、村の財政的事情のため、第2期対策からこの事業を中止しております。山形村以外の4市町村につきましては、対象となる市町村で定めた農用地がないため、1期対策から実施をしていない状況でございます。

それでは、2の協定数のところをご覧ください。

まず(1)でございますが、平成27年度の協定数は合計1,062協定で、平成26年度と比較しますとちょうど100協定の減少となりました。内訳は、集落協定が1,051、個別協

定が 11 となっております。

個別協定とは、集落協定に関しましては集落内の話し合いに基づきまして協定を結ぶものとなっておりますけれども、個別協定は、認定農業者が農用地の所有者との間で個別に利用権設定や農作業の受委託契約を行いまして、協定を締結したものとなっております。

2の表に戻りまして、基礎活動、体制整備活動、加算活動の取り組み活動別に協定数の増減を見ますと、集落協定では基礎活動が大きく減少しておりまして、体制整備活動が微減、加算活動は増加に転じております。このことから、体制整備活動まで手の回らない集落の脱落が多かったことが読み取れます。また、加算措置が増加に転じておりますが、これは平成 27 年度に新設されました傾斜があれば比較的取り組みやすくなっております超急傾斜農用地管理加算に取り組んだ集落が多かったことがあげられます。

なお、協定種別ごとの増減につきましては、集落協定で 95 減少、個別協定は 5 減少となりました。

次に（2）の「協定数の増減の内訳」の図をご覧ください。

平成 26 年度からの継続協定は 1,054、廃止協定は 100 ですが、この中には統合とか分割も含んでおります。そして、新規に参入した協定が 8 つございまして、最終的に 1,062 協定となっております。

廃止集落の主な原因は高齢化によるものでして、新しい対策期間を迎えまして、5 年間の継続を保証できないといったことがあげられております。また、協定書の作成や各種書類の整備等の、事務負担が煩雑だという声もあがっております。

それでは、2 ページ目をお願いいたします。

3 の協定参加者数ですが、（1）の集落協定参加者数につきましては、平成 27 年度は農業者が 26,401、法人が 105、生産組織が 63、土地改良区・水利組合が 113、非農業者が 694、その他 64 となっております。合計で 27,440 ということで、平成 26 年度と比べまして 808 の減少となっております。（2）の個別協定の状況につきましては、合計 11 協定となっております。平成 26 年度と比べ 5 協定減となっております。

次に 4 の交付金交付面積ですけれども、こちらは交付金が交付された面積でございますが、平成 27 年度は 9,222 ヘクタールで、平成 26 年度と比較しますと協定集落が大幅に減少したことに伴いまして 704 ヘクタール大きく減少しております。

なお、協定面積につきましては、県では平成 25 年度を初年度といたしまして、平成 29 年度を目標年として第 2 期食と農業農村振興計画を作成しておりまして、1 万ヘクタールの目標を掲げておりますので、今後も市町村と連携しまして積極的に拡大していきたいと思っております。去年の 27 年度は、大きく面積を落とした上位 10 市町村をキャラバンして回っておりまして、廃止となってしまった集落には平成 28 年度、本年度からの復活を呼びかけまして、協定を継続している集落には更なる協定面積の拡大を呼びかけておりま

す。

次に交付面積を取り組み別に見ていきますと、基礎活動、体制整備活動、加算活動ともに減少に転じております。

次に、(2)の加算活動別の交付金交付面積をご覧ください。

これは、平成27年度に加算活動に取り組んでいる50協定の活動内訳を示したものです。集落連携機能維持加算のうち、集落協定の広域化支援が1協定、超急傾斜農地保全管理加算が50協定ございます。そのうち安曇野市の1協定で両方の加算活動に取り組んでおりますので、述べ協定数では51、取り組みの実数では50協定となっております。

では、3ページ目をお願いいたします。

(3)の地目別の交付金交付面積をご覧ください。

地目は本事業の対象となる農地の種別のことで、田、畑、草地、採草放牧地がございません。

平成27年度におきましては、前年度から全地目で減少となっております、中でも分母数の多い田が557ヘクタールと大幅に減少しております。また、全体に占める田の交付面積の割合は、9割以上を占めている状況でございます。草地については、平成27年度で取り組みが0となっております。

(4)の地目別のカバー率をご覧ください。

こちらはカバー率の地目別の表です。分母であります対象農用地とありますけれども、こちらは市町村が交付金の対象となる農用地として捉えている面積となっております。分子の交付金交付面積が実際に取り組んでいる面積です。全体のカバー率が74.1%となっております。

続きまして、5の交付金額をご覧ください。

平成27年度は、集落協定1,051協定に対しまして、16億200万5,000円が交付されております。個別協定11協定に対しまして、417万6,000円が交付されております。合計しますと、1,062協定に対し、16億618万1,000円が交付されております。これは平成26年度と比較しますと、9,426万6,000円減となっております。

それでは、4ページ目をお願いいたします。

6の(1)の集落協定の概要ですが、こちらは1集落協定当たりの参加者数などを各種平均値を算出したものでございます。

平成27年度の1協定当たりの平均を見ますと、参加者は26.1人、交付面積は8.5ヘクタール、交付金額は152万4,000円となりまして、参加者1人当たりの交付金額としては5万8,000円で、概ねこちらは去年同様の数値となっております。

次に(2)の面積別集落協定数をご覧ください。

こちらは各集落の協定締結面積を規模別に集計しまして、まとめたものでございます。

これによると、協定規模として一番多いのが左下の5ヘクタール以上10ヘクタール未満で、283協定となっております。次に多いのが右上の2ヘクタール未満で、173協定、全体の16.5%となっております。

なお、全体を見ますと、10ヘクタール未満の協定が817協定で、全体の8割弱となっております。こちらは去年と大きな変化はございませんでした。

では、5ページ目をお願いいたします。

(3)が活動別・規模別の集落協定数でございますが、特徴としましては、比較的規模が小さな協定ほど、基礎活動の取り組み割合が大きくなっております。

小さな協定が基礎的な活動にとどまっております。新たな活動を行う余力がないのではないかと懸念されています。また、基礎活動のみ実施している集落が実際に廃止集落となっている傾向がございます。

続きまして、(4)は集落協定の活動内容でございます。

まず、「ア」の農業生産活動等として取り組むべき事項について説明いたします。

これは、先ほど資料2により説明させていただいた、集落が最低限実施しなければならない取り組みである基礎活動に当たるもので、全ての協定で実施しております。その具体的な内容でございますが、基礎活動は3つの必須活動に取り組む必要がございます。

まず1つ目として、(ア)の耕作放棄地の発生等の防止について説明させていただきます。こちらの中でさまざまな活動があるんですけども、中でも農地の法面管理が856協定と、最も取り組みが多くなっております。そのほか、賃借権の設定・農作業の委託が440、鳥獣害被害防止対策が366となっております。取り組み傾向としては前年度と変動はございません。

では、6ページをお願いいたします。

次に必須事項の2つ目として、(イ)の水路、農道等の管理がありまして、1,051協定中、水路の管理が1,038協定、農道の管理が1,025協定で実施されております。

真ん中の必須事項の3つ目としまして、(ウ)の多面的機能を増進する活動がございます。こちらで一番多いのが景観作物の作付けとなっております。521協定ございまして、全体の約50%となっております。こちらの多面的機能を増進する活動につきましても、前年度と大幅な変動はございませんでした。

下のところのイの「集落マスタープランにおける目指すべき将来像」とございまして、この集落マスタープランは、集落の目指すべき将来像や、それを実現するための活動方をまとめたものとなっております。

プランには大きく4つの取り組みがございまして、内容を見ますと、「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」を選択した集落が最も多くなっておりまして、これは集落内のメンバーの誰かが農業生産活動を実施できなくなった場合に、集落

のそのほかのメンバーで支えていきますといった内容を選んだというものでございます。

それでは、7ページ目をお願いいたします。

ウで、前述の基礎活動に加えまして、集落の営農の継続のための体制の強化を図る取り組みであります体制整備活動の実施状況となっております。

長野県では、1,062協定のうち561協定で、基礎活動にプラスしてこの体制整備活動を実施しております。

まず、アの実施区域位置図への記載及び実践内容というところでして、この項目は、体制整備活動を行う集落が将来にわたって協定農用地の保全を図るために、農地等の補修改良が必要な範囲や耕作放棄地の復旧に係る範囲等を定めるものです。こちらの中で活動として一番多くなっているのが、農地法面、水路・農道等の補修・改良で、452協定となっております。

次に（イ）の体制整備活動の取り組み内容ですが、体制整備活動は、前述の実施区域位置図への記載及び実践内容に加えまして、A要件、B要件、C要件といったものがあって、それらのうち1つを選択して実施する必要がございます。

それでは、まずA要件でございますけれども、こちらA要件では取り組む項目が示されております。この中からA要件では2つ以上の活動を行うことが、達成要件となっております。A要件に関しましては、前年度の項目から廃止またはB要件に移行したものや統合されたものが、下の四角で囲われた5項目でございます。

今年の内訳を見ますと、A要件を選択した集落は4協定ございました。

取り組み状況としましては、新規作物の導入や有機農業を実施することが要件となります「高付加価値型農業の実践」、協定農用地において認定農業者との利用権の設定などを実施することが要件となります「担い手への農地集積」の選択した割合が多い傾向にありまして、前年度で最も選択数が多かった「機械・農作業の共同化」につきましては大幅に減少となっております。

では、8ページ目をご覧ください。

こちら、一番四角の上のところ、今年B要件を選択した集落は6協定ございました。B要件の項目もA要件と同じように、前年度と項目が変更となっております、四角で囲われた部分が前年度行われていた項目となっております。

取り組み状況といたしましては、新規就農者の確保、地場産業の加工販売、出資消費の呼び込みともに2協定ずつ取り組んでおります。消費出資の呼び込みというところで、わかりにくいんですけども、内容は例えば棚田オーナー制度や市民農園などがございます。

また、こちらB要件には、集落協定に新規参加者、例えば女性、若者、NPO法人等を1名加えることが前提条件となっております。

続きまして、真ん中のC要件というところで、C要件は第3期対策において新設された

ものとなっております。対策期間中に農業生産活動等の継続困難な農用地が生じた場合の予防策としまして、他の参加者や生産組織などがカバーする仕組みを事前につくることによりまして、協定農用地の減少を防止する取り組みとなっております。

C要件の項目については26年度と変わっておりません。取り組み協定数が554と、前年度よりも53増加となっております。

協定をカバーする体制の種別としては、最も多く選択されたのが「集落ぐるみ型」でございます。約7割を占めております。

また、下の円グラフには、A、B、C要件につきまして、集落の選択状況をまとめたものがございます。圧倒的に多くなっておりますのがC要件のみを選択している集落で、551協定とありまして、全体の98.2%を占めております。この結果は、C要件が他のA要件、B要件に比べまして、特別な活動の実施が求められているものではなくて、協定農用地を維持するための体制づくりをしておこうというものでありますから、比較的取り組みやすく、高齢化した集落の実情にも合致した取り組みとなっております。

では、9ページ目をお開きください。

こちらは交付金の使途について分析しております。

「ア」の表は、集落における交付金の配分割合をまとめたものがございます。

1,051集落に対する交付金額は、16億200万5,000円でありまして、この中で共同取組活動分と、個人配分分とに割り当てられております。このうち共同取組活動に充てられた額は8億5,341万8,000円で、充当割合は53.3%となっております。割合は去年より微減となっております。このことから去年よりも個人配分に配付する割合が増加したと言えます。

「イ」は、共同取組活動への配分割合別に整理したのものでございます。

交付金のうち50%以上60%未満を共同取組活動へ配分した集落が481協定となっております。全体の約46%を占めております。なお、交付金の半分以上を共同取組活動に充てた集落は61.8%という結果となっております。

「ウ」ですけれども、共同取組活動の使途を整理したのものでございます。

円グラフ右の「道路・水路管理費」が37.1%と一番多くなっております。続いて、農作業とかの機械を購入するために年度をまたいで積み立てております「積立金」が、全体の22.9%となっております。

10ページと11ページに参考資料としまして、第1期対策からの実施市町村数や協定数、交付面積、交付金額等を時系列でまとめた表となっております。

こちらにつきましては、それぞれ第1期対策の最終年度であります平成16年度をピークとしておりまして、対策期間の切り替え時に、次期対策期間の活動期間5年間の取り組みの見通しが立たずに取り組みを断念するところがありまして、活動期間の変わり目には

大きく減少する傾向にあります。

12 ページ目からは、市町村別のデータとなっております、参考までに資料をつけさせていただきます。

平成 27 年度の実行状況の概要につきましては以上となっております。

(山本会長)

ありがとうございました。

事務局からのご説明以上でございますけれども、ご意見、ご質問等ございましたら、お出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか・・・

では、私から、2 ページ目に (1) の集落協定参加者数の中で、法人の数が平成 26 年度より減っています。これは農業法人自体の減少ではなくて、法人が協定に参加することが減ったということになるのでしょうか。

(鈴木主事)

そうです。協定に参加する法人数が減っているという状況です。

(山本会長)

できれば法人の方たちを巻き込んで一緒に 地域を守っていくような形で誘導していただいていたほうが、この事業の趣旨に沿うことになるのではないかと思うので、ぜひその辺のところを、お願いしたいと思います。

(中島農村振興課長)

まさしく高齢化している中であって、法人の方々が寄与する割合を高めていかなければいけないというふうに思っていますので、今、委員がおっしゃられたような視点を踏まえて事業推進に取り組んでいきたいと思っています。

(山本会長)

よろしく願いいたします。

ほかに皆さんの中で……、相澤さん、どうぞ。

(相澤啓一委員)

面積が減少した市町村で、多いほうから 10 市町村をキャラバンされたりとか、協定数増加を呼びかけたりとか、大変ご苦勞をされているようですが、先ほどおっしゃられたように高齢化も年々増えていますので、新しい担い手をどのように確保するかということになってくるのですが、担当者が頑張ってもある程度限界だと思います。私は昨年から検討委員の仕事をやらせてもらっているのですが、中山間直払事業と多面的支払事業と両方法制化されてスタートしていますが、もしお分かりになればですが、両方の事業を取り入れている集落があると思うのですが、現状はどうですか。

(中島農村振興課長)

確かに両方の制度を活用している地域はあるというふうに承知しています。

多面的支払事業は傾斜度に関係なく取り組めるのですが、中山間直払事業は傾斜というのが一定の要件になっていまして、両制度が重複しているところはどちらの制度で取り組むかきちんとミシン目を入れてくださいということになっています。

多面的支払事業は地域住民を巻き込んで農業者以外の方も一緒に取り組みましようというのが制度設計上ありましたが、地域住民を巻き込んだ活動というのは大変だという意見もあって、必ずしも地域住民を巻き込まなくてもよいというように、制度が拡充されたと認識しています。また、集落の中では、平たん部の農地も持っている方がいらっしやるので、多面的支払事業と中山間直払事業と両方の制度を使って、傾斜地も平たん部も一緒に守っていきましようというふうな取り組みがなされているのだと思います。両方の制度を利用するということになると、地域住民を巻き込んで集落内の取組みをコーディネートしたり、地域の話し合いを活発化させて新たな取組みをしましようとか、この制度を使って集落を牽引していくリーダー的な方がいらっしやるのだらうと思っています。そういった意味では中山間地域の高齢化が進んでいるところは、集落の農業者だけでこの制度を維持していくというのは難しくなっていると思いますので、ますます農業者以外の方が一緒になって活動できる制度にしていくことが、今後の検討課題だなと思っています。

(相澤啓一委員)

6 ページに多面的機能を増進する活動で、景観作物の作付けを選択している協定がありますが、こういったところは多面的支払事業とも絡んでいると考えて良いですか。

(中島農村振興課長)

景観作物の作付けは、基礎活動の必須事項の部分です。協定参加者に農業者以外の方が入るとするのは可能で、PTA であったり、育成会の活動として一緒にやっているとあると思います。

(鈴木主事)

多面的機能を増進する活動においては、多面的支払事業で実施している項目以外の物を選択することとなっておりますので、この項目（景観作物の作付けを選択したか否か）を選択したことによって、イコール多面的支払事業も併せて実施しているということの判断はできません。

(相澤啓一委員)

わかりました。

(山本会長)

ありがとうございました。

やはり高齢化していくと農業者だけでは制度を維持できない部分があるので、今、相澤委員さんがおっしゃられたように、外部の方々が参加することで、地域の発展につながると思うので、ぜひその辺の検討をお願いしたいと思っています。

(相澤啓一委員)

もう1つだけいいですか。

(山本会長)

はい。

(相澤啓一委員)

これは質問というわけではないですが、どうやって山間地域を守っていくかということになると、大きく4つ課題があります。

1つ目は、対象の分析が、中山間直払事業と多面的支払事業も取り入れているようなところは、今後の方向性を分析しなければいけないと思います。

2つ目は、地域おこし協力隊とか集落支援員とか、特に長野県は地域おこし協力隊が全国でも一番多くて144名が現在活動しています。島根県は90人。島根県は、中山間地の小さな拠点づくりで一生懸命活動していますが、そこは地域おこし協力隊をうまく活かしてやっています。そういう地域おこし協力隊や、今言ったような集落支援員だとか、そことの連携をやっているかどうかです。

3つ目に、国土交通省の政策の「小さな拠点づくり」を、今、島根県が中心に行っています。「郷の駅」といったような形態で、集落機能だけではなく、色々な機能を持っています。そのような複合的な機能を持ち合わせている集落に対しては、アプローチの仕方を変えていかなければなりません。

4つ目は、高齢化しているが何とか維持している、体制整備のC用件で何とかやっているがもう限界といったところが多いと思いますが、そこに対してどういうふうに働きかけをしていくのか考えていく必要があると思います。昨年視察に行ったところでも、代表の方がおっしゃられていましたが、「俺75、5年やれば80だ、もう、それ以上は無理だ」というところが現状として多い中で、どのような働きかけをしていくのか。

これらの活動によって、県と市町村とかかわり方が変わってくるかなと思います。先ほど課長がおっしゃったように、集落の人たちだけでなかなか厳しいのが現状であるとする、国土交通省、環境省、いろんな部署で取り組んでいる事業のマンパワーみたいなものも意識をしてみつけてあげることが重要だと思います。集落の中に入ると情報が総合的に入ってこないから、「あそこの草刈りどうするべ」ということだけになってしまうので、検討委員会の中でもそのような審議みたいなものがあったらいいのかなと思います。

(山本会長)

ありがとうございました。

皆様方からもご意見、ご要望等があるかと思いますが、以上で議事を終了したいと思います。

(中島農村振興課長)

地域創生の視点からも、今おっしゃられたような地域おこし協力隊とか小さな拠点の視
点が大変重要だと思しますので、ご意見も踏まえて推進していきたいと思ひます。

(山本会長)

大変ですが、ぜひ頑張っていたきたいと思ひます。

(長谷川)

ありがとうございました。山本会長、議事進行ありがとうございました。

本日、委員の皆様からいただきましたご意見、ご要望につきましては今後の事業の実施
に反映してまいりたいと考えております。

では、これから現地調査といたしまして、長野市の赤柴上岡野入集落の超急傾斜加算の
現地調査となります。